

『京信自動送金サービス規定』

第1条（送金指定項目の届出）

自動送金のお取扱いに当たっては、予め送金期間・送金月・送金日・送金金額・受取人名等をご指定のうえ当金庫にお届けください。当金庫は、指定をされた送金日に指定金額を指定預金口座から引落しのうえ、電信振込で受取人に送金いたします。この場合、預金の引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

第2条（手数料）

- 1.このお取扱いに当たっては、店頭表示の自動送金手数料を指定預金口座よりいただきます。手数料改定の際は、改定内容をホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表し、個別の通知は省略させていただきます。
- 2.送金の結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の送金は取り止めたものとして指定預金口座へ送金額を返戻します。この場合の自動送金手数料については返戻いたしません。

第3条（送金金額）

送金金額は原則として毎月一定金額とします。ただし、異例月を定めた場合は、年11回まで異なる金額を指定することができます。

第4条（指定預金口座からの引落し）

- 1.指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書等の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。なお、自動送金手数料についても同様の方法により処理いたします。
- 2.指定預金口座の残高が、送金日の前営業日において送金金額と自動送金手数料の合算金額に満たないときは特に通知せず、その月の送金は取り止めいたします。なお、振込日前日に指定預金口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。
- 3.同じ振込指定日に複数の自動送金が予定されている場合、振込日前日に指定預金口座の引落可能残高がその振込金額および自動送金手数料の合計金額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。

第5条（送金の取り止め、停止）

送金を取り止める場合または送金を停止する場合は、直ちに当金庫へお届けのうえ所定の手続きをお取りください。万一、届出がなかったことによって生じた損害等については、当金庫はその責を負いません。

第6条（解約）

- 1.この契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。
- 2.指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- 3.この契約は、いつでも中途解約できるものといたします。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものといたします。

第7条（免責事項）

- 1.複数回にわたり送金不能となっている場合、その他当金庫が必要と認めた場合には、契約者ご本人への連絡を省略し、この契約を解約できるものといたします。
- 2.通信機器、回線およびコンピュータの障害等やむを得ない事由によって送金が遅延することがあっても、そのために生じた損害について当金庫はその責を負いません。

第8条（規定の変更）

- 1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在